

平成

二十二年

五條市議会第二回臨時会(第一号)

平成二十二年三月二十九日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十二年三月二十九日 午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 市長の提出議案の説明

第四 議第二十号 平成二十二年五條市一般会計予算に対する修正案の議決にかかる再議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十五名)

一番	二番	三番	四番	五番
福	山	吉	堀	太
塚	口	田	川	田
耕	雅	浩	好	
実	司	範	美	紀

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 吉 野 晴 夫
副市長 榮 林 勝 美
教育長 赤 井 猛
市長公室長 辰 巳 信 也
総務部長 森 本 弘
都市整備部長 森 本 三
生活産業部長 上 田 卓 司
健康福祉部長 水 脇 正 雄

六番 川 村 家 廣
七番 藤 富 美 恵
八番 池 上 輝 雄
九番 益 田 吉 博
十番 山 田 澄 雄
十一番 峯 林 宏 政
十二番 花 谷 昭 典
十三番 土 井 康 嗣
十四番 大 谷 龍 雄
十五番 田 原 清 孝

事務局職員出席者

上下水道部長	辻	本	司
消防長	鶴	田	剛
教育部長	吉	田	雄
会計管理者	上	辰	男
西吉野支所長	福	純	二
大塔支所長	土	祥	嗣
監理管財課長	新	健	夫
企画財政課長	櫻	敬	三
市長公室次長	佐	憲	美
秘書課長	下	洋	次
庶務課長	窪	佳	秀
事務局長	川	西	美
事務局次長	乾	敏	旬
事務局係長	西	久	美
事務局主任	笹	谷	豊
速記者	柳	ヶ	美
	瀬	五	

午前十時三十分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、平成二十二年五條市議会第二回臨時会を開会いたします。

本日、平成二十二年五條市議会第二回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会には平成二十二年度五條市一般会計予算議定について再議に付されましたので、議員各位にはどうか御精励をいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

○議長（川村家廣）この際、申し上げます。

会議記録、「市議会だよりG O J O」及び「広報五條」に掲載のため、会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集のあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十二年度第二回臨時会の開会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日は、臨時会を招集いたしましたところ議員各位には公私御多用のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

御承知のように、平成二十二年度一般会計予算が三月二十五日に修正可決されましたので、その議決に対して異議を申し上げたくお願いした次第でございます。

修正されました予算は、どれも市民に直接影響のある施設の建設に伴う予算でありまして、市民の皆様のために一日も早い工事着手が望まれます。また、本市の農業振興にかかわります予算でございますので、自治体運営の停滞とならないよう議員の皆様のご御理解と御協力を申し上げます。

○議長（川村家廣）ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十一条の規定により、議長から指名いたします。

十二番	花	谷	昭	典	議員
十三番	土	井	康	嗣	議員
十四番	大	谷	龍	雄	議員

以上の三名の方をお願いします。

○議長（川村家廣）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、本日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、三十日までの二日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって、会期は三十日までの二日間と決しました。

なお、会議予定につきましてはお手元のとおりであります。

○議長（川村家廣）次に日程第三、市長の提出議案の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）それでは本臨時会に提出の議案について御説明申し上げます。

議第二十号 平成二十二年五條市一般会計予算に対する修正案の議決にかかる再議につきましては、平成二十二年三月二十五日に議決された「議第二十号 平成二十二年五條市一般会計予算議定」の減額修正可決について異議がありますので、地方自治法第七十六条第一項の規定に基づき再議を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました議案の概要であります。議員各位におかれましては、慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）市長の提出議案の説明が終わりました。

○議長（川村家廣）次に日程第四、議第二十号 平成二十二年度五條市一般会計予算に対する修正案の議決にかかる再議についてを議題といたします。

去る三月二十五日の本会議において議決いたしました「議第二十号 平成二十二年度五條市一般会計予算に対する修正案」について市長から地方自治法第七十六条第一項の規定により再議に付されました。

再議に付した理由の説明を求めます。森本総務部長。

〔総務部長 森本敏弘登壇〕

○総務部長（森本敏弘）ただいま上程をいただきました議第二十号 平成二十二年度五條市一般会計予算議定に対する修正案の議決にかかる再議について、再議に付した理由の説明を申し上げます。

去る三月二十五日に議決されました議第二十号 平成二十二年度五條市一般会計予算議定につきまして、四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、十三節委託料のうち測量業務委託料三百八十四万八千円及び新施設基本構想策定業務委託料三百万円、三目し尿処理費、十三節委託料のうち測量業務委託料二百二十万円、地質調査業務委託料五百四十六万円、六款商工費、一項商工費、四目公園管理費、十三節委託料のうち基本構想計画業務委託料二百五十万円、八款消防費、一項消防費、三目消防施設費、十三節委託料のうち測量業務委託料四百万円を削減し、修正可決となりました。

しかし、当該予算はみどり園、衛生センター、消防庁舎等の新施設建設にかかる測量や基本構想策定等に関する予算であり、早期着工に向けひつすの予算であります。

また、五款農林業費、一項農業費、三日農業振興費、十三節委託料のうち農産物普及促進委託料三百四十二万八千円につきましては、国の経済危機対策に伴うふるさと雇用対策事業で、補助率一〇分の一〇を原資とし、本市の農業振興を図る目的で生産組合を育成し、野菜、ネギ等の一大産地を目指した取組を推進するためのひつすの予算であると考えております。

よって地方自治法第七十六条第一項の規定に基づき、再度御審議を願うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）再議に付した理由の説明が終わりました。

これより再議理由に対する質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）重要な議案でございますので、採決前にもう一度重要な確認をさせていただきたいと思っております。

新ごみ焼却場建設に当たりまして、市長が考えております地域の関係者であります滝町、そして南阿田町の皆さん方の最終的な正確な同意、覚書の締結を頂いているのかどうか。答えていただけますか。

そして、もう一つは、し尿処理場の建設に当たりまして、関係者でございます二見地区の皆さん、また自治連合会の方々の最終的な覚書の締結を現時点で頂いているのかどうか。

まず先に、答弁していただけますか。

○議長（川村家廣） 市長。

○市長（吉野晴夫） いずれも市民に必要な施設で、し尿処理場につきましては、三十数年間そのままの状態になっており、地元自治会からも早急に建設という要望もあります。それに向かって、遅きに失しながら私は今頑張った提案の予算でございます。

ごみにつきましても、測量、その他、調べて調査をして皆様に提示をとってお話もございましたので、そのような形でございます。

みどり園があつと五年で、あそこを出ていかなければならないという、この現状、それを議員さんほどのように考えておるか。これは議会であつと決めておられたことでございますので、それについても速やかに今からやつていかなければならないと。市民に必要な施設でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 市長、質問に対しての答弁になっていないと思いますので、覚書の件です。吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 地元とは話し合いをしておりますし、それについていろんな環境、調査ということは当然先に調べてもいいことでございます。だから今地元とは、鋭意相談とかいう形で進めております。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） ごみ焼却場施設、し尿処理場施設は大変市民の皆さん方の生活、仕事にとって重要な施設であることはすべての議員さんが理解できていることです。しかし、これらのことを建設する上においては、法的な法律上の精神からいいたしても、現実上の問題を想定しても、関係皆さん方の同意、つまり最終的な覚書の締結というものが非常に大事になってくるわけです。そういった面で今覚書の締結をされているかと質問させていただきますましたけれども、答弁はちよつと抽象的でしたけれども、ごみ焼却場建設に当たつての関係の滝町、南阿田町の皆さん方との最終覚書の締結はまだであるというふうには私は理解させてもらいます。

また、し尿処理場建設に当たつての二見自治会、自治連合会関係者の皆さん方との間の覚書の締結もまだであるというふうには私は判断しませんが

も、市長、それでよろしいですか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 話合いは行政ですからやっておりますが、大谷議員のおっしゃるようにし尿処理場にどのような法律のかがございますか。どこをもって法律違反と申しておりますか。もうちょっと勉強してから言うてください。建て替えてございますよ、し尿処理場につきまして、話合いは、私は行政やから必要かと思っております。しかし建て替えるについて同意書の添付ということはございません。話合いということ、これは当然だと思っております。法律違反だということだったら、ちょっと勉強してから言うてください。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 私は、行政の適切な表現でお聞きしているのですよ。覚書の締結は頂いていますか、できていますかとお聞きしているのですよ。

その答弁は、今三回答弁いただきましたけれども、それに対しての答弁がないのちがいますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） それは、今話合いはしております。しかし、その覚書が法律上は要りませんということを私は言うておるんです。それ以上に、道義上というのでしたら、今まで議会なんですね。道義上。ね、皆さんがもつとしていかなん、それしか大変でしょう。覚書は、私は行政やからいろんな形でやっておりますよ。しかし、それがないと建設できないということではございません。これは新規じゃなくて建て替えてございますからね。その辺を私は言うておるので、もっと勉強してくださいということ言うておるんです。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 吉野市長、覚書があるかないかの話です。

そして、また地元の人々の意見は最重要視していただきたいという意味のことと思いますので、市長の話はちょっと違うと思いますので。覚書があるかないかという話で答弁していただけますか。吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 覚書は今交渉中でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） ごみ焼却場、し尿処理場に関する関係者の皆さん方との間の覚書の締結はまだだということがはっきりしました。

次、質問しますよ。

法律上要らないという見解が今出てきました。しかし、過去のごみ焼却場の建設においても、し尿処理場の建設においても、全部関係者の皆さん方

との覚書を締結した上で進んできているわけです。

そして今回、市長の方から二見連合自治会の皆さん方に対しても、覚書の案という形で作って、皆さん方にこれで締結していただきたいということ
で渡してあります。これ。この用紙。ちゃんと私らコピーですけれども、見せていただいていますよ。だからやっぱり法律上、必要がないというよう
な答弁がありましたけれども、もう少し法律の精神と現実問題、過去の経過を正確につかんでいただかなければならないのではないかと思います。

次に進みますよ。

ごみ焼却場建設に関して今再議の中で、測量業務委託料三百八十四万八千円、新施設基本構想策定業務委託料三百万円、これを議会がゼロ修正した
ことに対して異議やというふうに今再議が出てきているわけですからね。この予算委員会の中で、理事者の皆さん方の答弁として、測量業務委
託料三百八十四万八千円は新施設予定地、要するに滝町になるのですね、予定地は。皆さん方の言うている予定地は滝町になるんです。予定地滝町の
地形測量のための委託料ですと答弁しているのですよ、これ。これは、滝町に建設するという前提条件の下での測量業務委託になると違いますか。

そして、同じくごみ焼却場建設に関係して、新施設基本構想策定業務委託料三百万円、議会がゼロ修正したことに異議があるというふうに言うてい
ますけれども、これに対する理事者の答弁、言いますよ。いわゆる「新施設の構想を作成することで、今後の新施設の構想を具体化し、地元説明
資料として活用するとともに」、こう答弁されているのです。具体化ということは、滝町に建設することを具体的に進めるという意味です。

南阿田町、滝町の人がどういうことを求められているかといいますと、「新しいごみ焼却場施設はどういう施設を集めたものになるんですか。」と
いう、大まかな質問をされているのです。そしたら、今みどり園の施設、何と何が集合されているかと言いますと、焼却炉ですね、焼却場、リサイ
クルプラザ、粗大ごみ粉碎施設、最終処分場、この四施設が今みどり園にあるんですね。この施設をこのまま向こうに移そうということであるならば、
今私が申し上げた四施設を、みどり園と同じような四施設を建設したいのだというふうに説明されたらいいのであって、こんなわざわざ難しい表現で、
三百万円の委託料を予算化して業者にやってもらう必要はないんじゃないんですか。

そして、市長がバイオオマスの研究もこの間してきていますからね、今私がみどり園の四施設を明らかにしましたけれども、そこバイオオマス関連の
発電施設やらエタノール精製施設を造ろうと思っているのやったら、新しくはこれらもプラスしたいというふうに説明されたらいいのところがいますか。
それをしていきますか。してないのですか。吉野市長。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） ちゃんとしていますよ。でもどのような規模かと言われたときにある程度、この辺だということの測量も必要だということですよ。

ますのでね。あなたみたいに御理解のある方もおれば、なかなか御理解のできない方もおるので、ある程度の測量をもってやっていくと、中には賛成していただいている方もおられますし、そういうところの御理解を願えるのに大体どれくらいの規模だという調査でございます。

し尿処理場も一緒にございます。双方進んでいって、一日も早く建設するためにやっていくのでありまして、一つ終らなければ前に進まないというのじゃなくて、両方やっていけるといことを、私は一日も早く市民のための必要な施設をやっていきたいというのが目的でございます。「十四番」の声あり)

○議長(川村家廣) 十四番大谷龍雄議員。

○十四番(大谷龍雄) 関係住民の皆さん方の同意なしに先、先進めたら、もう何遍も言わせてもらっていますように、関係者の皆さん方の感情を害して余計同意いただけないようなそういう状況も起こり得るんです。今、明らかにしましたように、滝町の予定地へ市長が思っている施設を造ろうと思うんでしたら費用はなんぼかかるかというようなお金の計算をする場合は、それはもう地元の皆さん方の同意をもらってからですわ、どれだけの施設だけかでしたら、何も委託料付ける必要ないんです。今挙がっているこのごみ焼却場に関する二つの委託料は、基本的には関係者の皆さんの同意を基本的にもらってから進めなければならぬ。もらっていないのに先、先進めたら逆に同意をいただけないという、こういう関係にあると思います。

次進みますよ、衛生費、し尿処理建設に関係することですけども、これも地元関係者の皆さん方との覚書の締結はまだだということがはっきりしました。その中で測量業務委託料二百二十万、地質調査業務委託料五百四十六万、それと商工費の方で基本構想計画業務委託料二百五十万円、これを議会がゼロ修正したことに異議があるということで挙げてきているわけでありますけれど、市長、基本構想計画業務委託料二百五十万円は昨年の十二月議会に一遍挙がってきて、ゼロ修正されたんですね。ところが今市長も認めたように、処理場に関する覚書も処理場建設に関する環境整備事業の覚書もまだ締結されてないんです。

その中で、昨年の十二月議会でも二見地区の皆さん方が求めているのは公園施設やスポーツ施設やということ、覚書がまだないのに先にそういう解釈をして去年の十二月議会に二百五十万、これを挙げてきて、議会がゼロ修正したんですけれどね、これなんかは本当に二見の皆さん方の意見をよく聞いて、そして多くの人の求めていることに合った環境整備事業をしようと思うならば、締結がまだなのに、昨年の十二月議会でも挙げてくるようなこと、できるはずないんです。なぜ今まだ締結できてないのに、昨年の十二月議会の段階で挙げてきたのか、吉野市長一遍答えてくれますか。

○議長(川村家廣) 吉野市長。

○市長(吉野晴夫) 締結の交渉の中で「環境問題、周辺の問題はどうなっていますか。」というような御質問もございましたし、当然締結をしていくに

ついでにこういうような計画でございますと言わなければ締結書の方も御理解願えないから、締結をするがために周辺のことからいろいろ調査をして、こういうことですよということですね、だから締結をしていただくと思つたら、そういうことも調べ上げていかないかと、締結ということがなかなか難しいから、締結するがゆえの一つの調査でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 市長ね、二見関係の皆さん方が環境整備に対する要望をまとめてくれていますけれど、これは全部、二見地区自治連合会会長という名前で、吉野市長のところに出しとるんちゃいまんねん、これ。自治連合会会長に皆さんがまず出しているんですよ、これ。そして、まず各二見の関係者から環境整備についての要望を自治連合会会長さんがまとめて、その中で一番必要なもの、多くの皆さん方が求めているものはこれだという決断は二見自治連合会会長さんがまとめてくれることになっていっているんですよ、これ。吉野市長が先にまとめるということは、慌てすぎちゃいますか。まだ自治連合会会長さんが各自治会から出てきたやつを、これからまとめていかんかというときに、自治連合会会長さんから環境整備についての要望で何がまとめてられるかまだわかってないんですよ。それなのになんで去年の十二月議会にあなたが先、先と進められるんか。

今お聞きしますと、二見の皆さん方からの覚書の締結がまだ現時点で頂けないという理由の一つに、聞かせていただいておりますけれども、自治会の役員さんが、この三月末で交替されます。中には続投される方もおられますけれども、交替されるといふことですので、やはり古い役員さんの間で、環境整備事業はこれだとまとめて提出して、もし四月一日以後なられた新役員さんの皆さん方の中で意見の違いがあったらあきませるので新役員さんにもう一遍諮ってから、環境整備についての、また本処理場についての覚書を市役所との間で交わしたいという気持ちだということをお聞きしています。自治連合会会長さんでもそんな簡単に古い役員さんの意見だけで、市役所との間で締結できないということですか、そりや重要ですから。自治会の中でもそれだけ慎重に対応しているのに、吉野市長、慌てて昨年十二月議会でもう予算を組んでおるわけです。公園やらスポーツ施設が必要やと。早々と慌てて解釈して予算を出してきておるんです。やはり二見の皆さん方の慎重なこの御意見、姿勢からみれば、現時点でもまだ締結はされないやから、このし尿処理関連の議会がゼロ修正した三つの項目につきましては、これはやっぱり妥当だったと思えますね。

私の質疑は以上、これで終わっておきます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝） 何回も言わせていただいておりますけれどね、この二十五日には環境調査委託料と、これだけを議会で認めていただいたということでございます。これは聞くところによりますと、今この測量業務とか、そしてこの項目三つほど出ておりますけれども、これをするまでにやっぱり

環境調査というのは、これはやっぱり一年かかるということでございますからね。それを一年もかかるんやったら、ここで早いことせないかんというところで、前回認めてもらったわけです。今、設計の委託料とか、ほかのところの調査委託料とか、こういうものはまだまだ後のことで、要は環境アセスメントができて、その上でどういうものを建てるんだということも、まだ全然決まっていない。聞くところによりますと、私も厚生建設常任委員会の中で言わせていただいたように、直接とっていただいたらどうだということを何回も言っておるんですけども、それも今市の方ではそういう交渉もしておると、それがどれくらい水が要るかわからない、そして二次処理でやったら今度経費と工事費としたときにどういうことになるんやと、三次処理もしたらどうなるんや。こういうことを今調査しているということです。それなのに前向いて進むということは、何をもうって何をしようとしているのかということです。余計なこと、ひよっとしたら直接県の方で一次処理だけして、とつたろということになりましたら、今市長が言っております大体工事費というのは三十億ほどかかるんやということですけども、これが聞かせていただいたら十億もかかりませんということですよ。そういうものも全然まだ白紙の状態です。そしてそれは市長が知らんということになれば、これはここで大谷議員も今言われたように、こういうことは順序どおりにいかないかんでということは何回も言うているわけです。前向いて進まない中で、この問題だけがどんどんと一人歩きしていくということは、これは私たち、市長が「市会議員何しとつたんどよ。」とよく言いますけれどね、言われんようにしつかりとやっぱり議員全員で考えていかないかと。

特に私は、二見一丁目の自治会長も二年間させていただいて、その中で二見自治連合会の十七自治会の中でもいろんな話があるんですよ。それをこゝうした少数の方の意見を尊重して、自治連合会ではまだ市から出してきた二見の覚書としてやっておるけれども、対象事業としては公園施設が対象事業だけであって、あとは何にも覚書にない、どういうものを建てるのかどうかというのは何もない。こういう中で、なんで市長、強行に進めようとするのか、もうちょっと落ち着いて、市長はとにかくお前らに負けへんぞって、負けるとか勝つとか違って、やっぱり慎重にこういうものは進めたいかんことには、そしてどうしても必要なものだけを出していただいたら、議会それに対して反対する者は誰もおれへんのですやん。一方的なことばかり考えらんと、二見自治連合会の中でも、そら二、三の方は十七人のうちの二、三か一、二か知らん、まあそういう方はそら早いことせえつて言う人もおります。ところがやっぱり覚書が締結できないなら、そしてまた納得いくものでなかったら、覚書というのは出さんとこうということになつておるんですよ。それは全然未定のものですから。

そして先ほど大谷議員が言われましたように、三月三十一日、四月一日から替わる方がおられると。そこで慎重に検討していただいて、自治会が一年で顔交替、あるいは二年で交替するのやなしに、六自治会から代表を決めていただいて、完成するまでその方が専門に当たっていただくことに

もなっておる、これも四月一日からですよ。そういうのができておるにもかわらず、どうしても早いこと予算付けだけしておこうという、予算付けだけでも意味ないでしょう。そんな測量してみてもどんなもんがするかわからん。要は環境調査委託料として一千五百万円ですか、これで一年かけてやって、それからどういふものを造ろうかと、こういうことで進んだらいいんちやいますか、市長。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 田原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず連合自治会からは建設を速やかにしてほしいという要望がございます。これが原則でございます。地元とのそういうような協定はまだでございます。その協定の中身の遅れておることは、いろんな全体像をちゃんとしてくださいということで、遅れておるので予算計上をさせていただいた。基本的には二見地区は早いこと建て替えてくださいと。そら当然でしょう。三十数年経って周辺に時たまにおいが感じられるということですからね。今まで行政が建て替えずに放っておいたということが、これは行政のかしですね。私は地元の一日も早くという要望に今こたえてやっておる。協定書は全体をちゃんと調べてくれと言うから予算計上しておる。協定書がないからじゃなくてですね。

じゃなぜ調査したら、これがだめなんですか。地元からは一日も早く建て替えてくれと言っておるんですよ。においもするんですよ。そして隣接地からは印鑑もいただいております。早く建て替えていただくというこの了解も得ているということですね。三十数年経って、放っておいたということ、だから私は遅きに失しておると、次のまた四月が来たたら入れ替わるでしょう。昨年も同じようなこと言うてましたわ、そんなようなこと。私ら替わっただけで知らんて、何を言うとなや。申し送りもせんといて、何を言うとなや。私が言うたら、その通りですと言っていました。次のときに、ちやんとこの状態を申し送りするのが当たり前でしょう。

そして、この交渉、榎さんのときからもう延々と続いています。建て替えてくれという要望について、私は拒否できませんよ。何だったら一度、地元で話し合いしても結構ですよ。議員さん入れて。

この間も議長のところへ来られたということを私は聞いております。早く建て替えてほしいということで来られたと。協定書ばかり言って、協定書作るためには調査をしてくださいということやから予算計上したんですよ。基本は建て替えてくれという地元の要望がございます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝） よく市長の、一番聞いて聞きづらいことはですね、先の人のことを余りにもけなす、今まで何しとったんどとか、三十二年間も何

しとったんでとか、今までの議員は何しとったんでとかいう、こういうお粗末な話は……、そしてこうして話をするんやったら、反対してと、何にも反対していません。今も聞かせていただいたら、前回二十五日の日には、やっぱり環境アセスメントというのは、これは早いことせな、一年かけてして、そしてそれで県に報告せないかんのだと、こういうことですから、これは通してもらったわけですやろ。

そして、今まで何しとったんでってことはないでつせ。何回もずっと話をしてくて、平成十八年の二月に、建て替える前には二年、三年間は直接流してもらってもいいってことですよ、直接二つのし尿処理場を造るときには流域下水道はなかったんですよ。けれども、どうしても流域下水道を造るときには、五條の一番下流でなかったらいかんということ、川端地区にまたお願いをしたわけですけども、それは二つもここに同じ施設が、よく似たような施設がある、それを一つにしてくれということ、榎市長のときには言っておったんですよ。そやけれども、なかなかこれは五條だけの問題とちがつて奈良県全体になってきたら大変だということ、そしたらまあ、とりあえず建て替えるときの条件として、二年、三年は直接流してあげようというのを十八年の二月にいただいておりますよ。

それを、どういうものをするよかと、どこに向いて建てるんかと、できたらあの流域下水道の一番近くに直接投入するものを造らないかんのやから。そういうものもせんと、とにかくあの場所へ公園を造ったり、そして何か聞かせていただいたら話の中では、グランドゴルフもできるようなこととかなんとか言うておるけれども、これはグランドゴルフしようと思っても、流域下水道の中にちゃんとそうした施設がありますんで。

そして何回も言わせてもらったように、JRか国鉄から五條市の土地開発公社が買った土地が、これ確か一万坪からまだあるわけですやろ。そこに何でもしようと思つたら、運動施設なり何でもできますやん。そやからそういうものも全部網羅して考えて、市長のよく言われる無駄遣いを、無駄遣いを、と言うておるけれども、計画がわからん、どんなものが造られるかわからんのにボーリングしたら……。必要なものができて、ここへ向いてこういうものを建てたいと、そのボーリングをして基礎工事がどのぐらいせんのか、何とか言うんやったらこれは別やで、けれどもどんなもんを建てるかわからんのに基礎工事するとか、その委託料とか、そんなことはおかしいんちやいますか。

そして今までかつて放つておいたわけでもありません。そして一つは希釈というんか、直接流させてもらうということが、これがどないなつてどうしたらいけるんかということ、これを一番ネックに考えて、川端に二つの同じような施設があるということは気の毒すぎると、一つにして、何とかやろうというのが、これが榎市長の時代のいき方であつて、そんなん何も放つておいたわけでも何でもありませんねん。

まあ議長、これなんぼ言うても、(笑声)普通の市長と議会とのこういう話合いと違って、何か保険の示談屋同士がやっておるみたいな話になつてきて、余り真剣にやってみても、にこにこ、にこにこ笑らつていただいて、そして次に返ってくる答弁は横向いたような答弁しかないということす

から、もうこの辺でおきますけれども、要はこの中には、何回も言わせてもらったように、二見保育所も関連してますんですよ。

こんなん市長は子や孫のためにと言って、どこの子供かどこの孫か知らんけど、やっぱり二見の人もね、二見でおられる方は二見の地域性を考えていろいろ要望しておるんですよ。それだけ一つ間違わんように。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。（「九番」の声あり）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）はい、すいません。

先ほど大谷議員からみどり園のお話が出ておりましたけれども、市長の二見の処理場の答弁の中に、建て替えをするんやったら別段協定書になるのか、要綱書になるのか、その締結は要らん、法的には要らん、まあ大谷さんもつと勉強しいやという話だったと思いますけれども、私法的にはわかりません。それが仮に事実であったとしても、今、阿太の方にみどり園という話が出ておりますけれども、そんなんもう一遍建てたんやったらお前らの了解要らんのやという話やったら、余計そんなんこの地域行くにしても、みんなそこ固まってしまふん違いますの。そんなん一遍建てた施設、そんなん次建て替えるのにお前らの了解要らんのやつて言うんやったら、それやたら今のところへ行ったらどうでつか、了解要らんのやつたら、今のところでもらつた方が、炬かって何億という金をかけてやり替えしとんのやし、そんな遠い山の方行くんやったら、あそこやたら田園も近いし、五條の街中や田園が一番ごみ多いんやさかい、運ぶのもわしは具合ええと思わなければならない。そしてリサイクルプラザかってまだ建てたいつきで、もつたないやろうし、壊すのも。そして埋立ての灰だけが具合悪いというんやたら、それはどつかで処分してもらおうという方法も私はあると思わすけれども。ちよつと市長がそういう答弁されておつたら、次、行くところの人が、固なつてしまふかと思わす。

そして大谷さん、先ほどから滝町、滝町つてやかましく言うてくれていますけれども、行政がこの辺にという話の土地は、行政管轄というのか、自治会は南阿田町何番地でございます。その地主が滝の方もおられるということでございますので、ちよつと間違えないようにしていただきたいと思わす。

そして私は、これは基本的には自治会のもつと同意を得てからということでも反対でございます。地元の議員として、地元の自治会が同意しとれへんにお前なんで賛成するのかっていうことにもなりますんで、反対でございます。

それで私から議員さんに付け加えておきたいと思わす。

これ再議にまた出てきているわけですけども、再議に出てきて賛成されている方は、よその地区のことやさかいに俺らは知らんと思つて賛成されている議員がおるんか、自治会でまだ調整がちゃんとついてないのですから、私は賛成すること自体がおかしいと思つております。それやたら自分

のところの地域へ持って行って、自分のところの地域で迷惑施設をもらったらいいと思います。それで自分ところの地域の自治会の調整をやってもらったらいいと思うんですけども、賛成される議員さんは。よその自治会やさかいに俺とこは構へんわ、お前ところ、もめようと思ったらもめたらええわって、そんな安易な考え方で賛成してもらっていたのでは、私は困ると思いますので、付け加えておきます。

終わります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 今の益田議員とちよつと関連になりますけれども、市長にちよつとお尋ねしたいのですけれども、この塵芥処理費の委託料の中で、今みどり園を阿太という話が出ていますけれども、先ほどの答弁の中に、二十五年ということを言われていましたけれども、……二十年、市長は二十五年って言うたけれども、二十年ですか。（議場に声あり）お前って、議長、お前って言われる筋合いは、議長、そんな訂正してもらってください。

○議長（川村家廣） お前って言うたのは聞こえていませんけれども、（議場に声あり）ちよつと訂正、おまはんでも……。

○五番（太田好紀） お前って言うた、議長、議事録見てもらってください、議事録で。そんなもん。お前って言われる、こんな本議会議場で言われる筋合いは、納得できません。（議場に声あり）

○議長（川村家廣） 市長、自分ちよつと聞き逃しましたけれども、お前と言うたんか……（「議事録確認してください。そんな本議会議場で言われる筋合いは、納得いきません。」の声あり）市長は言っていないことですから、どうしたらよろしいですか。（「議事録確認してください。聞えたら僕は言うとするんです。」の声あり）（議場に声あり）（「太田議員、今お前って言いましたな。」の声あり）お互いによろしいですか。五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） あのね、その中で、この間特にみどり園にかかわった人に、いろんな話をたまたま聞く機会があったんですよ。たまたま聞く機会がね。そのときの話で、みどり園の三地区に対しての了解をもらわなくてはならないということと三地区、久留野と越替、北山、この三地区でありましたけれども、その二地区に関しては五十年という一つの方向性が出たと、その一地区に関しては二十五年だと、その二十五年ということの意味は、五十年先はわからないと、だから一応二十五年という形の中で、そのときは二十五年で、再度そのときに協議をしようというような話で決まったということです。

後で担当課に聞きたいんですけども、前の覚書というのか、それがちゃんと残っているのかなど。確かにそれを替えるのにいろいろと今やってい

ますけれども、当然あれだけのばく大な施設を建てて移転するといったら、今以上にばく大なお金がかかります。だから今、そういう話の中で五十年という一つの、過去にそういう経緯があったならば、あと二十五年間あそこでやらせていただいたら一番有り難いかなと、地域のいろんな問題もありますけれども、一番お金のかからない、やり方としてはそういう形が一番望ましいんじゃないか。そこらを地元調整と、それと過去の経緯をちゃんと検証されて進めたのかなと。たまたま今の話で、阿太で土地を買ってほしいと、そこから進めていっとるんやというような簡単な話で進んでいるようにすけれども、過去の経緯の中で五十年という一つの流れがあると、そういうことの検証もせずに。これははっきりとした人に聞いておりますので、そこらのことをもっと検証して、二十年しかだめだということがはっきり明示されているのかね、私が聞いたのは、確実にその携わった人間でするので、五十年という、その三地区の二つは五十年で了解したと、一地区久留野地区だけは二十五年、二十五年は五十年先のこととはわからないから、一応二十五年という形の中で、後はそのとき協議したらいいと、まあこういう形になっているということ聞かせていただきました。そこらのことはどうなっているのか、市長、その辺をまず確認したのか。

そして、あと担当課に、その辺の経緯というのは過去の経緯もすべて調べて、今の阿太とかいうところの方向転換したのか。二十年しかだめだというそういうちゃんと契約書というのか、五十年って私は聞いていますけれども、そこら書類としてちゃんとしたものが残っているのか、そして今五十年と、私言わせてもらったけれども、そういう携わった人間がそう言っているのか、そこらのことのきちっとした検証はできているのか、再度確認したいと思います。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 今太田議員の、その五十年ということはおちよつと調べてみないとね。ただ私は一応二十年で出て行くと、そして行き先があればあと五年は継続してあげようと、最大で二十五年だというような形は何っております。

これは五條の行政、もちろん議会も御了解の下に決めてあった。非常に私としたら厳しい行政にとっての約束だったなあと思っております。

そして約百三十億の税金をつぎ込んでいますね。これは必要なことだったと思えますけれども、約百三十億をつぎ込んで二十年から二十五年で出て行かなければならないというような地元との約束があるということでございます。

そして、それについて交渉というんだったら、太田議員ひとつ担当として、地元と交渉よろしくお願いしたいと、このように思います。（議場に声あり） いや案ですよ、案。案です。（議場に声あり）

○議長（川村家廣） 市長、発言に注意してください。

○市長（吉野晴夫）まだ十分くらい、説明……、

○議長（川村家廣）余計なことを言わずに答弁してください。

○市長（吉野晴夫）そういう意味で、私は皆さん同様、あの施設におきましては五億ぐらいの、この間から修理もしましたね、まだ修理中でございますね。そして環境調査も全部やっております。今のところ問題は発生していないと伺っております。それでも行政と地元は約定を結んでおるから出て行かなければならないということで、私は次の場所を探しておるんですが、もちろん地元でやっていただけたらそれは有り難いですが、行政が約束したことでございますね、先輩が。だからそれは守っていかねばならないということで、今一生懸命次の建設地に向かって努力しておるということでございます。

また、三地区がばらばらということも、それも聞いておりませんので。今言いましたように、五十年をとというような言葉は今聞き初めてございます。しかし現実には二十年で出て行く、先があれば最大あと五年は延ばしていただけたということが行政として約束したのが現状でございますので、そういうことでございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今の市長の答弁を聞きますと、まるつきり話が食い違っているなと思うんですけれども。要するに、今私が五十年ということはそのときに携わった人に聞いたことなんですけれども、調べてないと、市長が答弁されていきますけれども、行政が約束した二十年というのは書類には残っているのかわかりませんが、現実には調べてないって、それを調べてなかったら、まずそこから検証して次のステップにいかなくてはならないんじゃないかなと私は思うんですよ。調べていないということ自体が怠慢じゃないかなと。だから、阿太へ行くとかいうまでに、まずみどり園の過去の経緯をすべて検証して進めていくのが当然の話ですけれども、今の話でしたら、調べてないと、調べてないんやったら、もつとちゃんとそこらを検証して精査して、そして次どうするかということを検証したらよろしいですけれども、それもしていないということ、ちょっとおかしいなと。それから基本的に行政が約束したこと、いや行政が約束したことはそりゃ守らなくてはならないと思えますけれども、そういう過去の経緯をちゃんと資料、そして残している分、ちゃんとその約定書とかいろいろとそのときの書類っていうのはすべて残っていると思えます。当然行政ですから。その辺をちゃんと精査して、それでやっていかなければ、僕はいけないと、まずその整理をしてから、次のステップに行くんだっただけですけれども、その整理もしないのに。今市長も言いましたよね、調べてないと。調べらんと言う、たまたま阿太から土地を売ってくれる、よっしゃ、よっしゃ、それ乗ったって、そんな市長、単純なね、市長、自分の土地勝手に買いに行くようなそんな問題じゃないんです、行政というのは。やはりちゃんとした基本

をもって、そして過去の経緯をもって。

過去の人のことを市長、いろいろ言いますけれどね、行政というのは継続しておるんです。市長が代われども継続しておるから、その継続しておるという認識の下で過去の経緯、精査をちゃんとして、次に進むというのが行政のやり方であると私は思っております。それを無視して調べてないという無責任なことを今答弁されましたけれども、そういうことをきちっと精査して進める。

そして、今私が言わせてもらった、五十年という契約があったと聞いています。三地区のうちの二地区、一地区の久留野に関しては二十五年ということになっていきます。ただし、その二十五年は今先ほど言ったように、五十年先のことはわからんから二十五年でいって置いて、そのときにまた協議したらいいだろうというような話になっているということ。当然そやから僕はその過去の話は正しいんじゃないかと、二十五年であれだけく大な投資をすることはまずあり得ない。最低五十年、半世紀でもやっぱりそれぐらいの形を見込んで、そして先行投資をしているんな地域の環境整備もやったんじゃないかなと、私は実際思っているんですけれども、そこらの過去のことも一遍精査をしていただいて、やっぱり次のステップに進むなら進むという形で。

別に今の地区に、どうしてもあそこやということを私は言っていない。そういうことを私は特に過去携わった人に聞いたので、それやったらそういう形をもう一遍精査したらいいんじゃないかなということを思ったんで、それが財政的に苦しい中で最小限に抑えられる、まだ財政が苦しいということやったら、それだけ抑えられてやれるんやったら一番幸いなことやから、それがはつきりと破棄されて、次のステップに行くのならいいですけれども、その検証がまだされていないということは確かに納得できないなど。

そして今市長、はつきり言ったように、調べていないという無責任な答弁があった。そんな形で進むという行政のあり方方には、私は大変憤りを感じます。市長、もうちよつとまじめにやってください。終わります。（「五十年というのはうそつきや。」の声あり）

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は今、五十年って聞くのは初めて。太田議員のうそを調べるといことを私言ったんですよ。

○議長（川村家廣） うそと違って、調べるでよろしいですよ。

○市長（吉野晴夫） 太田議員の五十年といううそを調べると言うたんですよ。私は今初めて聞いた。（議場に声あり）五十年というような話みたいな聞いていない。（議場に声あり）だからあなたのうそを調べる。（議場に声あり）うそを調べる。うそを調べる。五十年って、こんな話急に出てきた。

○議長（川村家廣） 市長、うそと違う。うそかなんかわかりませんやん。

○市長（吉野晴夫）だから私はうそを調べる。太田議員のうそを調べる。（議場に声あり）

○議長（川村家廣）暫時休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、市長の発言を許可します。吉野市長。

○市長（吉野晴夫）不適切な発言ということで、お詫び申し上げます。

○議長（川村家廣）会議を続けます。

休憩前の再議理由に対する質疑を続けます。五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）では再度、午前中に引き続き質疑をしたいと思いますが、先ほど議運の方に協定書が配付されました。

その中で何点かちよつとお尋ねしたいんですけども、先ほど市長の答弁から二十年で出て行くと、こういうことで、ここにも二十年ということは書かれています。この第三項をちよつと読ませていただきます。「ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等の設置及び操業年限は基本的に二十年（ただし施設機能良好な場合は五年延長する）とし、稼働十五年経過時点より、次の更新等につき甲乙協議するものとする。」と、こういうふうに書かれております。この意味を略して考えますと、二十年というのは基本的に一応そういう形にしようと、ただし機械が良好ならば五年はよろしいですよということを書いています。そして、次の更新等については甲乙協議するものとする、二十年でだめだということは一切書かれておりません。この協定書には、となれば、さあ午前中私が言ったように、五十年ということは書かれておりませんけれども、一つの基本として二十五年と、ここには二十年と書かれていますけれども、再度それまではいきますけど、そこから後に關しては再度甲乙協議するものとする、基本的に二十年とこういうふうに書かれております。となれば、延長はできると、ただし甲乙の協議ということになっております。

だから、私は理事者側にお願ひしたいのは、当然今市長の方から阿太地区の方へと持っていくとやっていますけれども、まずそこへ行く

よりも、この協定書の認識をしていただきたい。そして認識をした中において、第三項に書かれている「二十年経って、五年で協議はする」となっていますけれども、甲乙この先も協議、再更新等は協議すると、だめですとは一切載っていないわけです。ということは、今の時点、ほかというよりもまず先ほど市長からも、五億ほどの修理をこの間からしていると、これだけの投資をしてあれだけの近隣の整備をしました。だから、ほかへ行って行って、また、ばく大なお金を投資するよりも、現在あるところに延長してもらったら一番市としては好ましい。ただし、地元の同意は必要であろうと、こういう約束事がありますから。ただし、ここにはだめだということは一切載っていないということです。更新等につき、甲乙協議するものとする。だから担当課は誰に、上田部長ですか。これね、今市長は土地を売ってやろうということで、すぐあちらへ阿太の方に走ったみたいですが、この協定書見て、まず担当課としてやるべきことは、こういうことの認識をまずしてもらいたいなと、これは次の担当課に替わると思いますが、それは引継ぎしてほしいですね。

協定書の認識、まず認識がないから阿太へ、阿太へ行こうと言うて、市長の独断と偏見で進んでいったんじゃないかなと、ただし過去の経緯は検証して、多分協定書までにいろんな会議、その三地区で会議をしたり、その役員さんとの合意に至るまでの議事録は多分あるはずですよ。そういうことも踏まえて検証して、そしてどうするのかということをやっぱり決定するのが普通の考え方なんですけれども、今もう二十年という、もう市長からの話を聞けばもう固執してしまって、もう替わらなだめだと、もう阿太へ行くと、そやから予算を付けるというんじゃないかと。

これ僕ら全然知りませんでした。今日、この協定書が出て来てびっくりしました。そやから上田部長、この第三項を見たら、だめやって何にも書いていませんよ。「協議する」ですから。そやから協議、まずはその三地区と協議して再度延長させてくれないかということが五條市にとって、二十億、三十億かかるかわかりません。そこへ行つたところの近隣整備とかしとつたらどのぐらいかかるか、だったら今ここで再度お願いする、それが一番市としての得策じゃないかと私は考えます。

だから、市長がごう慢な形で、阿太、阿太というよりも、まず基本に戻って、この協定書に基づいて進めていくことが五條市にとっても財政的にも楽になるんじゃないかということを改めて、もう市長は阿太、阿太って言いますけれども、まずこれに基づいて、次は櫻井課長が担当で行くわけですね。このことを踏まえて、まずここを検証してもらって、過去の議事録を見ていただいて、それを全部精査して、多分まるっきり精査してないからもう次のところ行こうという、そういう考え方になって、本当にこれを認識しておることがあれば、もう拙速に阿太に行くという話はないから。まずは三地区でこの協定書に基づいて再度延長させてくださいというのが、一番合法的なやり方である。それを無視してやったという大変市長のごう慢なやり方、そしてもう独断と偏見でやっているというこの無責任さに私は憤りを感じておるんですけれども、今度担当の部長になられる方、そういう

ことも踏まえて、それがだめだった場合は次のステップに行くというような形に考えていただいたら良かろうと思うので、そこらを踏まえて私の質疑を終わります。「(地元と協議してないのかよ。)」の声あり(議場に声あり) 九番益田吉博議員。

○議長(川村委廣) 九番益田吉博議員。

○九番(益田吉博) 太田議員との関連質問になるかもわかりませんが、第三項は今太田議員が質問、説明してくれたとおりですけれども、私が聞いておりましたのは、次の候補地が決まっていなかったら、現みどり園のところは延長の協議ができないと、次の候補地が大体決まっておるか、その次の候補地、まあどこでもいいわけやけれども、何回も説明しに行っておるとか、でないと延長協議はできないと私は聞いておったんやけれど、そんなこと何にも書いてないわな、これ。基本的には二十年、五年伸ばせる、十五年たったら延長の協議をすると、更新には甲乙協議するとか書いてあれへん。次の候補地ができたらなあかんとか、何遍も説明に行ったらなあかんとか、そんなもんあれへんがな。先に今、現のところと延ばしてほしかったら、延ばしてほしいということを再三頼みに、まず行つてからの話やろ、これやったら、この協定書は。

そして、今の現ある三地区と要は何回、もう期限来るんやったら延ばしていただきたいって、何回そのお願いに行ってきたのですか。それずつと残っているんですか、記録。

○議長(川村家廣) 生活産業部長。

○生活産業部長(上田卓司) 益田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

この協定書に基づきまして、十五年を経過した時点で延長のことについて協議をするというふうになっております。この十五年というのは、今年、平成二十一年度がその十五年目に当たります。これによりまして地元等の方にお願いにあがらせていただいております。

私が去年の四月に、こちらの方にお世話になってから正確な回数覚えてはございませんけれども、各自治会、北山地区それから越替地区、西久留野地区の方には合同という形ではお話をさせていただきまして、そういった形で説明をさせていただく中で、地元とした場合に二十年、これは機械が良好に稼働しておるということを前提として五年間ということでございますが、私がお伺いして私の感じる範囲の中で言いますと、二十年以上につきましては認めないという、そういう御返事をいただいております。これを何度もお話をさせていただいております。

そして益田議員さんがおっしゃるように、次の候補地ということにつきましては、あくまでこの五年間、最長五年間延長できる条件として次の候補地と交渉して、その交渉した期間が例えば二十年を過ぎて二十三年、三年間延びたということであればその三年間については延長を認めるというような内容でございます。その最長が五年間であるということでございますので、こういった施設をやつぱり計画をして進めていくという段階の中で言

えば、約十年近くかかっていくというのはあり得る話でございますので、十五年の経過地点から交渉はさせていただいております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田議員。

○九番（益田吉博） 地元には説明に、延ばしていただきたいって、行っているという部長の答弁ですけれども、こんな一回や二回では、よっしゃ、よっしゃとは言うてくれへんとは思いますが、やっぱり粘り強く今の施設が使えるのやし、リサイクルセンターもまだ新しくあるのやし、修理もして何億というお金もかけておるのやからね。

私は別段阿太に来ることを全面的に反対しておるのでも何でもないけれども、行政改革で金がないというときやから、やはりこの協定書に基づいて、もっと努力していただきたいと思えます。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝） 今田前々市長のときに、おそらく百回近い交渉に、地元には直接行っておるわけですね。そして、最終的にあそこに同意をいただいたのは、一つは交渉の中では、においはしない良いもので、煙の出ないものを造ることであつたのですけれども、それくらい良いものだったら五條市の市役所につけてきたらどうだと、そしてら許可したるわという話もあつて、その中で、ちょうど当時今の博物館、あれが長屋門の横に史跡公園のところ、あそこに森本孝順コレクションを建てるということで、やつておつたのですけれども、やはり地元のいろんな要望の中で、あの博物館を造つて、そこに行くから、許可をとということ、一つの許可条件にもなっているわけですね。文書的にはあるかないかそれはわかりませんが、そしてあそこに博物館を造る、そして委員会をもって、議会と五條の当時教育長をしております杉崎さんとか、栗山さん、そして教育長をしております田村さんとか、新井の貞ちゃん、そして私ら六人が入つて、資料館を造ることをいろいろやつておりましたところが、どうしてもあそこに博物館を造るといふことになりまして、そして資料館をあきらめてあそこに博物館を持つて行つたと、それが一つの許可条件として、博物館は造っておるわけですから、それを閉鎖して、そしてこの交渉に行けというたつて、そんな地元がああそうですかと、到底いかないと思うのですよ。最初の一つの約束事ですから、ですから、まずはあの博物館が赤字や、赤字や七千万円ということじゃなしに、あんな二千四、五百万あつたら、あその開館ができるわけですから、ですからそれをして、そしてあそこは五條の博物館として中心地やと、これがみどり園の横にちゃんと造っているんだということできなかったら、片一方は閉鎖しておいて、そして、部長、行っているかわからんけれども、地元としては決してそんなもの、最初の約束からもう破つてきておるんですからね。そうですかというふうには、わしいかと思う。まずは、博物館を一日も早いこと、開館していただいて、そして地元との交渉をし

ていただかないことには、こつちが約束を破っておいて、地元頼んでみても、それは、地元は私はおそらく……。

そして、前々今田市長のときには、百回近い、百何回とか言うていましたよ。それだけ地元に通つてあそこに造らせていただいたのですから、これはもう市を挙げて、やっぱり最初の約束の博物館を開館して、そして頼みに行くというのが、五條の一番の財政健全化に向けて、いいことであつて、それをなしに、前に進めて行くというのは、これは異常事態であると、わしはこう思います。

ひとつの原点に返つて、そういうことをもう一度考え直していただきたいなど、是非ともそうじゃないと、これは今の博物館を閉鎖しておいて、そしてもう一回頼むでと部長が行つてくなくても、やっぱり部長ももちろんですけれども、副市長も市長も、これは当然足を運んで行くべきだと思つて、これは答弁要りませんけれども、ひとつどうぞそのような方向でお願いします。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては委員会付託を省略したいと思つますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よつて本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）ただいま吉野市長から再議を出されておられるわけでありまして、私は前回の議会で行いましたゼロ修正に対する賛成討論をさせていただきます。

質疑の中で、詳しい内容の質疑がございましたので、討論はもう結論のみ簡単にさせていただきます。

まず、衛生費の塵芥処理費、測量業務委託料三百八十四万八千円、新施設基本構想策定業務委託料三百万円につきましては、廃棄物の処理場はもう御存じのように、法律の精神からいいますと、実際進めていく上における現実的な面からいいますと、地元関係者の皆さん方の同意をなくしては進められないわけでありまして、過去もだからこそ覚書を締結して同意をいただけて進めてきています。しかし、この塵芥処理施設につきましては、関係の滝町、南阿田の皆さん方の同意もいただけておりませんし、きつちりとした覚書の締結もまだいただけておりませんので、前回同様この二つのゼロ修正につきましては、賛成するものであります。

もう一つ、衛生費、し尿処理費、測量業務委託料二百二十万、地質調査業務委託料五百四十六万円、関連して商工費、基本構想計画業務委託料二百五十万円につきましても、地元関係者の二見地区の皆さん、またその皆さん方の要望の取りまとめをさせていただいております二見自治連合会の責任者の皆さんと市役所の間において、覚書の締結がまだできていない状況であります。こういう状況の中で、まだ二見の皆さんの御意見、御要望が一番大事なのはどれかということが、わからんままに進めることは、住民本位ではありません。先々また、いろんな問題が起こる場合がありますから、覚書の締結がまだできていない下では、前回議会を行いましたこれに関するゼロ修正につきましても、妥当なものであったと、私は判断します。

消防費、測量業務委託料四百万円につきましては、予算審査特別委員会の中で、吉野市長は大変重要な問題の答弁をしております。その一つは、吉野市長、初当選当時、副市長であった方との間で、副市長が「慎重に」というふうに言っておったということについて、それはいわゆる今の今井の予定地ではだめで、他の場所に移した方がいいというふうに副市長が言ったのかという質問に對しまして、言うてはおらないけれども、私はそういうふうに解釈し、判断したというふうに吉野市長は答弁したわけです。これは、皆さん大変重要な問題ですね。十数億をかけて、市民の命と財産を守る消防庁舎を建設する上において、副市長が「慎重に」ということを言うただけなのに、その言葉を今井の約四億円を投入している予定地よりもほかに移した方がいいというふうに勝手に解釈したということですからね。これは市民の税金を預かる最高責任者としても、そしてまた市民の命と財産を守る消防庁舎を建設するその専門的な知識からいきましても、大変な解釈の間違ひではないかと思えますね。私は言うてないのに言うたというふうに解釈するのは、これは大きな市長としての誤りだと解釈します。

また予算審査特別委員会では、吉野市長はこういう答弁をしております。消防庁の指針であります連絡を受けてから現地に六分三十秒以内で到着する、この目標で消防庁舎を建設するということが、大事ではないかという質問に對して、吉野市長は、六分三十秒以内ですべてをカバーすることは現実的でないという答弁をしているわけですけれどね。しかし、皆さん方も御存じのように、連絡を受けてから現場に早く到着すればするほど、人の命を守れるということにもつながります。

この間、五條市内の中心部で火事がありました。それもやはり遅れば遅れるほど近所の住宅、そしてまたいろんな建物への類焼というものも広がっていきわけですからね。いろんな意味で、連絡を受けてから現場に到着するのは、早ければ早い方がいいということは、これは誰の目にも、判断でも明らかかなわけですね。だから、この広い五條市に消防庁舎一つと分署一つの二つを建てただけでは、すべてが六分三十秒以内でカバーすることはできないかもしれませんけれども、しかし一番それに近づく消防庁舎の建設の配置がやはり慎重に検討されなければならないのではないかと思います。

こういった、吉野市長の予算審査特別委員会での答弁から言いまして、四億円を費やして今井町に予定地を確保している下で、吉野市長は丹原町

に本署を建てて、現在の本町の消防署を分署にするという考え方でありますけれども、私はやはり今井町に本署を建てて、西吉野町の適地に分署を造るといふ、この配置こそ全五條市民の命と財産を守る上においての一番理想的な消防庁舎の配置の建設であるというふうに思いますので、今回の丹原町への建設を前提条件とした消防費、測量業務委託料四百万円に対する議会のゼロ修正は妥当なものであったというふうに判断します。

最後、農林業、農産物普及促進委託料三百四十二万八千円でありますけれども、もう何遍も申し上げておりますように、農業に携わっている方が多いこの五條市の中で、今どんな農家の皆さん方にも援助しなければならぬ農業行政であります。

したがって、五條市の全体農業に携わっていただいている方々の全体を見て、どういう援助、補助をしていくかという、まず基本的な方針を関係者と相談の上で、そしてこの団体にはどうかという、部分的な方針を立てていくということが大事ではないかと思えます。

今、これは青ネギ組合に対する助成が中心となっておりますけれども、五條市議会がゼロ修正したこの趣旨についても、私は賛成するものでございます。

以上で、前回議会がゼロ修正を行ったことに対する賛成討論といたします。

○議長（川村家廣） 以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

この際申し上げます。本件について、先の議決のとおり決することについては、地方自治法第七十六條第三項の規定により、出席議員の三分の二以上の同意を必要といたします。

お諮りいたします。

議第二十号 平成二十二年度五條市一般会計予算に対する修正案について先の議決のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） ただいまの出席議員数は十五人であり、その三分の二は十人であります

ただいまの起立者は九人であり、所定数に達しません。

よって、議第二十号 平成二十二年度五條市一般会計予算に対する修正案は先の議決のとおり決することは否決されました。
意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩に入る

あ